平成２２年（フ）第１６３８号
京都市右京区西京極堤町35番地１　ベルビスタ306号
債務者　インテリアあだちこと　足立　英明
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
愛媛県松山市高砂町１丁目５番地１　サクラハイツ202号
債務者　髙木　智里
１　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４７６号
愛媛県東温市南方710番地１
債務者　細川　忠明
１　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４８８号
愛媛県松山市清水町１丁目８番地11　得松第２マンション506号
債務者　池内　　光
１　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４９３号
愛媛県松山市二番町１丁目８番地１　松山ウェスティン606号
債務者　西原美香こと　具　　美香
１　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４９４号
愛媛県松山市鷹子町786番地５　２号
債務者　中村　　浩
１　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５０５号
愛媛県松山市西石井２丁目９番30号　メゾン吹鳳106号
債務者　泉　　秀明
１　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７８号
高知県須崎市浦ノ内西分2125番地
債務者　池田　慎也
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第７９号
高知県高岡郡四万十町下呉地234番地１　若者住宅下呉地団地10号
債務者　多賀　知也
１　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第８２号
高知県高岡郡四万十町琴平町４番８号
債務者　川上　朋子
１　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第２９１号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2220番地27
債務者　増山　千晴
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
佐賀県佐賀市神園３丁目17番59号
債務者　馬場　信介（旧姓末永）
１　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
佐賀県佐賀市川副町大字南里299番地
債務者　佐藤しのぶ
１　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
佐賀県佐賀市中の小路３―36　スターセルシオ301、住民票上の住所佐賀県小城市小城町池上3601番地
債務者　塚原　麻美
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
佐賀県佐賀市兵庫南３丁目９番832号
債務者　小柳　りか
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６８号
佐賀県鳥栖市加藤田町３丁目144番地２　加藤田県営住宅Ａ９―23
債務者　寺崎由美子
１　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
佐賀県鳥栖市布津原町49番地１　サン・ビエントこいで202
債務者　三好　洋子
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係